

令和6年度静岡県狩野川流域下水道ウォーターPPP導入に関する方策検討業務委託
公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告への質問に対する回答

令和6年12月12日

静岡県交通基盤部都市局生活排水課

No	該当箇所	質問	回答
1	公告文 2参加者の構成	企業グループで参加する場合において、構成する法人のすべてに対して静岡県における競争入札参加資格の認定を受けている必要がございますか。	企業グループを構成する法人のうち、代表者は、静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格に認定を受けている必要があります。
2	公告文 2参加者の構成	企業グループで参加する場合において、構成する法人すべてが公告資料および業務説明書の「3 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件」に示されている要件を満たす必要がございますか。	公告文3「参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件」のうち、(2)要件は企業グループとして少なくとも構成員のうち1者は満たす必要があります。(2)を除く(1)から(5)要件は構成員の全てが満たす必要があります。
3	公告文 2参加者の構成	企業グループで参加する場合において、(様式1号)参加表明書および(様式2号)技術提案書の提出者の記載は代表企業のみでよろしいでしょうか。	企業グループ名及び代表企業名を記載してください。
4	公告文 2参加者の構成	企業グループで参加する場合において、構成する法人すべてについて(様式4号)企業の業務実績・能力等の提出が必要でございますか。	様式4号のうち参加要件に関する項目は、要件充足に係る構成員は提出する必要があります。
5	公告文 2参加者の構成	企業グループで参加する場合において、企業体協定書の提出は必要でございますか。	参加表明書の提出時には、協定書*、委任状*のいずれかを提出してください。 ※参考様式を添付します。
6	様式4	様式4の参加要件として記載する業務の対象である事業とは、下水道事業、水道事業、工業用水道を指しており、この場合下水道事業で1件、水道事業で1件、工業用水道事業1件という理解でよろしいでしょうか。	公告文3(2)は、下水道、水道、工業用水道のいずれかの実績を有することを意味しています。

No	該当箇所	質問	回答
7	様式 4	様式 4 の参加要件として記載する業務のうち、検討段階で公共下水道事業と農業集落排水事業のバンドリングが含まれている場合はどのようにカウントされますでしょうか。	他事業とのバンドリングが含まれる業務であっても、下水道、水道、工業用水道のいずれかの業務が含まれていれば実績になります。
8	様式 7～8-2	様式 7～8-2 について、体裁面及び必要となる内容が充足していれば、Excel 様式でなく Word や PowerPoint で作成しても差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	公告した様式と同じ体裁であれば、Excel でなくても問題ありません。
9	その他	履行期間の令和 7 年 9 月末までに仕様書の項目を充足させていけばよく、各検討スケジュールは落札者の任意と理解してよろしいでしょうか。例えば、令和 7 年 3 月（令和 6 年度末）は特段の成果物は不要と理解してよろしいでしょうか。また、上記に関連し、繁忙期である年度末までに実施が求められる業務項目について教示ください。	検討スケジュールは、契約後に受発注者で協議して定めます。 なお、協議にて定めた検討スケジュールによる流域関連市町との協議時には必要な資料を求めることがあります。
10	業務説明書 9 ヒアリング	業務説明書 p.4 : 9 ヒアリング(2)では原則 WEB でのヒアリングで実施との記載がありますが、同じく(4)イでは写真付の身分証明書を持参の記載があり、この具体的な方法を教示ください。	ヒアリングの冒頭で、写真付きの身分証明書を画面に写して示してください。
11	業務説明書 別表 3	業務説明書 p.11 : ISO の取組の④は②の誤植でしょうか。	ご認識のとおりです。

No	該当箇所	質問	回答
12	特記仕様書 4 業務内容	特記仕様書 p.1：流域関連公共下水道も含めることを検討とありますが、流域関連の 5 市 3 町のウォーター PPP の導入に係る意向について把握されていれば教示ください。既に 5 市 3 町が独自に検討を進めようとしている場合、今回の検討の制約条件になると考えるためです。また、この把握状況を踏まえ、対象外とする市町があり得ると考えてもよろしいでしょうか。	流域関連市町の意向は、本業務により、今後把握していきます。 なお、流域関連の全市町から施設情報等の提供については同意を得ています。 また、今後の市町の意向によっては、導入検討の対象外となる市町が出てくる可能性はあり得ます。
13	特記仕様書 4 業務内容	特記仕様書 p.1：流域関連公共下水道との協議予定が決まっていれば、検討スケジュールとも調整を図る必要があると考えますので教示ください。	流域関連市町との協議は複数回行う予定です。初回は、本業務の契約後できるだけ早期に実施し、流域関連市町における施設情報の提供を受けたいと考えています。
14	特記仕様書 4 業務内容	特記仕様書 p.1：検討に際して、流域関連公共下水道の情報が必要な場合は、貴県が収集や折衝等を対応いただく想定でよいでしょうか。あるいは関係市町も検討に参加されて、業務受託者が直接市町と協議等を行う想定をする必要があるのでしょうか。	流域関連公共下水道の情報が必要な場合は、原則として、本県が収集や折衝等を対応します。 なお、施設情報等の資料は、郵送やメール等の方法により、業務受託者が直接市町から受領していただく可能性はあります。
15	特記仕様書 4 業務内容	特記仕様書 p.2-3：(3)事業の枠組み（スキーム）の検討③業務範囲の整理のウは東西のどちらかを選定して 1 処理区のみを検討するものなのか、東処理区・西処理区のそれぞれでウォーター PPP を導入する（1 処理区を 2 本）ものなのか、教示ください。	東西のうち 1 処理区だけで 1 事業、東西それぞれで 2 事業、東西合せて 1 事業など、様々な枠組みを検討し、推奨案を選定していく業務となります。複数考えられる枠組みから推奨案を選定することは、本業務の核心的な内容ですので、特定テーマ 1 にあるとおり、検討プロセス等をご提案いただきたいと思います。
16	業務説明書 3 参加要件	業務説明書 3 (2)の公共施設等運営事業または管理・更新一体マネジメント PFI アドバイザリー業務受注実績について、下水道、水道、工業いずれかを対象とした業務実績のみで要件を満たすことは可能でしょうか。	ご認識のとおり、要件を満たすことは可能です。

No	該当箇所	質問	回答
17	業務説明書 3 参加要件	業務説明書 3 (2) の PFI アドバイザリー業務実績について、別表 2 の記載とおり「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」に示すステップ 1 からステップ 4 全ての業務実績が要件という認識でよろしかったでしょうか。また、その後の発注支援業務（アドバイザー業務）は必要実績とならないでしょうか。	ステップ 0、1、2、3、4、事業者公募支援業務、選定手続き支援業務のいずれかの受注実績を参加要件としています。
18	業務説明書 3 参加要件	業務説明書 3 (2) の受注実績の定義についてですが、現在契約中の業務のみでも受注実績に該当し要件を満たすことは可能でしょうか。	ご認識のとおり、要件を満たすことは可能です。